

岩倉市自治基本条例検討委員会における部会の運営要領

- 1 部会は、6月5日から8月19日までの間に、3回以上6回以内、開催してください。
- 2 原則、部会構成員の全員参加で会議を開催してください。
- 3 部会には、部会長（策定期間中固定）、副部会長（策定期間中固定）、起草委員（1条項につき2名程度）及び記録係（各回1人）を置きます。

部会長 議事の進行……………固定

副部会長 部会長の補佐……………固定

起草委員 条文案（たたき台）の作成、論点の整理、条文案の取りまとめ（起草シートを活用）

記録係 当日の会議の記録（部会開催報告シートを活用）

4 部会の進め方（例）

(1) あいさつ	(7) 条項の検討
(2) 前回の振り返り	(8) 検討結果のまとめと確認
(3) 当日の記録係決め	(9) 次回に向けての課題の確認
(4) 当日の検討条項や達成目標の確認	(起草委員の担当決めと宿題（たたき台の作成、議論のポイントの整理）、各委員・事務局の宿題）
(5) 「手引き」に基づく論点の確認	
(6) 起草委員によるたたき台と論点の説明	(10) 次回の日程・会場の調整・確認

- 5 部会には、原則として事務局も参加します。
- 6 会議の場所は任意としますが、市役所の会議室を利用する場合（夜9時までとします。）は、事務局が部屋を押さえますので相談してください。

■部会の開催に関するフロー図

